

第13回米子市美保中学校区義務教育学校 開校準備委員会

日 時 令和8年4月14日(火)

午後7時から午後8時30分

場 所 米子市立美保中学校特別活動室

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長挨拶
- 3 開校準備委員会設置要綱確認 P.4
- 4 アドバイザー紹介
- 5 委員自己紹介 P.1
- 6 委員長の選出、委員長挨拶
- 7 副委員長の選出、副委員長挨拶
- 8 教育環境部会部会長、副部会長の指名
- 9 事務局説明
 - (1) これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗について P.7 (資料1)
 - (2) 開校準備委員会及び専門部会について P.10 (資料2)
 - (3) 校名選定について P.13 (資料3)
- 10 協議
 - 校名候補選定について P.18 (資料4)
- 11 意見交換
 - 閉校事業、開校事業について P.22 (資料5)
- 12 アドバイザーからの助言
- 13 連絡
 - (1) 今後の開催予定(案)
【時期】第14回 令和8年 7月頃
第15回 令和8年 8月頃
第16回 令和8年10月頃
第17回 令和9年1~2月頃
【場所】美保中学校特別活動室
【時間】午後7時から
※協議の進行状況によっては、回数が増減する可能性があります。
 - (2) 今後の連絡手段等について

第13回 開校準備委員会資料 目次

令和8年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員、 専門部会部会員及びアドバイザー名簿	1
米子市の出席者名簿	3
米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会設置要綱	4
資料1 これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗状況について	7
1 これまでの状況について	
2 事業の進捗状況について	
3 開校目標（令和13年4月）に向けた事業スケジュール	
資料2 開校準備委員会及び専門部会について	10
1 開校準備委員会及び専門部会のあり方	
2 組織図	
3 開校目標（令和13年4月）に向けたスケジュール（案）	
資料3 校名選定について	13
別紙1 美保中学校区義務教育学校 校名候補案募集要項	15
別紙2 美保中学校区義務教育学校 校名候補選定要領	17
資料4 校名候補選定について	18
別紙3 美保中学校区義務教育学校校名候補案公募の状況について	21
資料5 閉校事業・開校事業について	22
別紙4 他自治体の事例	23

令和8年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員、

専門部会部会員及びアドバイザー名簿

委員

	区 分	氏 名	所 属 等
1	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者	松本勝彦	崎津公民館
2	〃	内田秀秋	崎津地区自治連合会
3	〃	安本淳一	大篠津公民館
4	〃	岡田隆	大篠津地区自治連合会
5	〃	西井通	和田公民館
6	〃	田邊忠雄	和田地区自治連合会
7	市立小学校及び市立中学校の保護者を代表する者	曾根大二朗	美保中学校PTA
8	〃	原田清美	美保中学校PTA
9	〃	河田昌和	美保中学校PTA
10	〃	土井賢司	崎津小学校PTA
11	〃	岩尾奈央子	大篠津小学校PTA
12	〃	竹本法子	和田小学校PTA
13	市立小学校及び市立中学校の管理職	堀場善智	美保中学校
14	〃	清水裕子	崎津小学校
15	〃	遠藤東代子	大篠津小学校
16	〃	太田敦弘	和田小学校
17	崎津、小鳩、和田保育園の管理職又は在籍する園児の保護者を代表する者	瀬尾香緒里	崎津保育園
18	〃	藤澤美和	小鳩保育園
19	〃	水野淑江	和田保育園

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（順不同、敬称略）

部会員

教育環境部会

	区 分	氏 名	所 属 等
1	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者	木村俊二	崎津地区 社会福祉協議会
2	〃	本池拓史	大篠津地区 青少年育成会
3	〃	岩田昇	和田小学校 学校運営協議会
4	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の未就学児保護者を代表する者	徳永達樹	崎津地区
5	〃	中川慎一郎	大篠津地区
6	〃	三村大輔	和田地区
7	市立小学校及び市立中学校の保護者を代表する者	曾根大二朗	美保中学校PTA
8	〃	永島香織	崎津小学校PTA
9	〃	池本翼	大篠津小学校PTA
10	〃	竹本法子	和田小学校PTA
11	市立小学校の管理職を代表する者	太田敦弘	和田小学校
12	市立小学校及び市立中学校の教職員を代表する者	隠樹恭衣	美保中学校
13	〃	渡辺和幸	崎津小学校
14	〃	西山智広	大篠津小学校
15	〃	本田早弥香	和田小学校

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（順不同、敬称略）

アドバイザー

	区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験を有する者	吉田博幸	島根大学教育学部

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（敬称略）

米子市の出席者名簿

教育長 浦林 実

教育委員会事務局 事務局長 金川 和弘
 次長兼こども施設課長 矢野 伴典
 次長兼こども支援課長 長尾 理恵
 主査兼指導主事 遠藤 幸子

こども政策課	課長	永榮 一博
	課長補佐	井原 聡史
	担当課長補佐兼指導主事	近藤 泰知
	係長	松下 貴洋
	主任	名原 裕紀
	主事	佐々木泰地
学校教育課	課長兼指導主事	平野 勝久

関係課

こども総本部こども政策課	担当課長補佐	國谷 建太
こども総本部こども施設課	保育リーダー	飯田 聡子
	保育リーダー	松原 香里
総合政策部交通政策課	課長	倉本 樹
総合政策部まちづくり企画課	課長	藤堂 壮範

米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 米子市立美保中学校の区域における米子市立義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の開校に当たり、必要な事項を調査し、及び検討するため、米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

- (1) 義務教育学校の運営に関すること。
- (2) 義務教育学校の施設、設備等の教育環境に関すること。
- (3) 保護者及び地域住民等との連携、連絡及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、義務教育学校の開校に当たり必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者
- (2) 次に掲げる米子市立小学校の児童及び米子市立美保中学校の生徒の保護者を代表する者
 - ア 米子市立崎津小学校
 - イ 米子市立大篠津小学校
 - ウ 米子市立和田小学校
- (3) 前号アからウまでに掲げる米子市立小学校及び米子市立美保中学校の管理職
- (4) 次に掲げる保育園の管理職又は在籍する園児の保護者を代表する者
 - ア 米子市崎津保育園
 - イ 米子市小鳩保育園
 - ウ 社会福祉法人米子福祉会和田保育園
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

(アドバイザー)

第4条 委員会に、委員のほか、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、委員会における調査及び検討に対する助言その他の支援を行う。
- 3 アドバイザーは、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 アドバイザーは、委員会における調査及び検討が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長3人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副委員長が2人以上あるときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が会議を招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員は、代理人をして会議に出席させることができない。
- 5 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に支障があると委員長が認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に定める事項について専門的な調査及び検討をさせるため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 教育委員会の指名する委員
 - (2) 教育委員会が適当と認めて委嘱する者
- 3 専門部会の部会員（前項第2号に掲げる者に限る。）の任期は、同号の規定による委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。
- 4 専門部会の部会員は、再任されることができる。
- 5 専門部会に、部会長及び副部会長1人を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 7 部会長は、専門部会を代表し、委員会の会議で専門部会における調査及び検討の結果を報告するものとする。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第8項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員の」とあるのは「専門部会の部会員（以下この条において「部会員」という。）の」と、同条第4項から第6項まで中「委員」とあるのは「部会員」と、同条第7項中「、委員」とあるのは「、部会員」と、同条第8項中「委員会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門部会の部会員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、米子市教育委員会事務局こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会

に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗状況について

1 これまでの状況について

- 美保中学校区は児童生徒数の減少が著しく、今後の学校のあり方について、地域の方や保護者の方と話し合いを進めてきた。
- 令和3年4月、「校区審議会」を設置し、市教育委員会から学校のあり方等について諮問したところ、「3小学校（崎津、大篠津、和田）と1中学校（美保）を廃止し、新たに9年制の義務教育学校を設置する」との答申があった。
- 令和3年10月、校区審議会での答申を受け、市教育委員会で新たに義務教育学校を設置することを決め、令和10年4月を開校目標とした。
- 令和5年10月、公立2保育所（崎津保育園・小鳩保育園）を統合し、新たに義務教育学校と同一敷地内に幼保連携型認定こども園を設置する方針を決定した。
- 令和5年11月、米子市美保中学校区開校準備委員会を設置し、これまでに12回開催した。令和6年度からは、3つの専門部会（学校運営部会、教育環境部会、PTA部会）を立上げ、開校に向けて必要な事項を調査・検討しているところである。（別表参照）
- 義務教育学校における教育の基本的な考え方や施設整備等のあり方をまとめた基本構想について、懇談会やアンケートなどを踏まえ、令和6年3月に策定した。
- 令和6年12月、各設計において時間を要したこと、法令の許認可に時間を要していること、当初見込んでいた工期よりもより多くの工期を見込む必要があること等から、開校時期が3年から5年遅れることが見込まれる状況となった。しかし、この状況の中で少しでも早い開校を目指すため、まずは、令和13年4月を開校目標として事業を進めている。

2 事業の進捗状況について

- 用地取得に当たり必要な手続である農地転用及び開発許可については、令和7年4月18日に許可された。
- 令和7年市議会6月定例会において財産取得に関する議案が議決された後、所有権移転登記及び支払処理を実施し、用地取得は全て完了した。
- 造成工事について、9月上旬に業者選定に係る入札を実施し、9月中旬に仮契約を締結した。その後、工事請負契約に係る議案について市議会で議決され、造成工事に着手した。本工事は令和9年6月末の完了を見込む。
- 建築実施設計について、9月上旬に業者選定に係る入札を実施し、9月中旬に設計業務の委託契約を締結した。設計業務は令和9年3月末の完了を見込む。
- 排水先の作兵衛川の改修に係る測量設計を令和6年度から進めており、令和7年9月末に完了した。今後、工事着手時期に合わせ、工損調査を実施する予定である。
- 令和7年度は開校準備委員会を3回開催し、校名候補案の公募に向けた協議・検討を行い、募集要項及び選定要領を決定した。令和8年4月から校名候補案の公募を実施予定。
- 令和7年度は専門部会を3回開催し、通学路及びバス通学について協議を行った。想定される通学路について、現地調査を実施し、課題の整理と対策の検討を進めている。令和8年度も継続して専門部会を開催し、関係機関との調整を図りながら、検討を進める。
- 開校準備に関する進捗状況や義務教育学校に関する情報を発信するため、令和5年5月より、「開校準備だより」を毎月発行中。



【別表】 美保中学校区義務教育学校開校準備委員会開催結果

	日程	概要
第1回	令和5年11月7日	設置要綱の確認、委員長選出など
第2回	令和5年11月24日	開校準備委員会の組織編制について、基本構想（事務局案）について
第3回	令和5年12月8日	基本構想（事務局案）について
第4回	令和6年1月26日	プールの設置について、令和6年度スケジュールについて
第5回	令和6年2月9日	プールの設置について、校名の協議について
第6回	令和6年5月21日	委員長選出、これまでの経緯と進捗について 等
第7回	令和6年8月5日	配置計画について、開校準備委員会のスケジュールについて 校名選定について
第8回	令和6年11月6日	校名選定について
第9回	令和7年2月19日	来年度の開校準備委員会の進め方について
第10回	令和7年8月27日	校名選定について
第11回	令和7年11月11日	校名選定について
第12回	令和8年1月21日	校名選定について、開校準備委員会のスケジュールについて

【学校運営部会】

	日程	概要
第1回	令和6年5月21日	設置要綱の確認、部会長選出 等
第2回	令和6年7月23日	学校運営部会のスケジュールについて 制服について、体操服等の選定について
第3回	令和7年2月27日	来年度の学校運営部会について

【教育環境部会】

	日程	概要
第1回	令和6年5月21日	設置要綱の確認、部会長選出 等
第2回	令和6年7月29日	教育環境部会のスケジュールについて、建築基本設計について
第3回	令和6年10月22日	教室配置計画等について
第4回	令和7年2月27日	来年度の教育環境部会について
第5回	令和7年10月7日	義務教育学校の通学について
第6回	令和7年12月18日	義務教育学校の通学について
第7回	令和8年2月17日	通学路について

【PTA 部会】

	日程	概要
第1回	令和6年5月21日	設置要綱の確認、部会長選出 等
第2回	令和6年7月26日	PTA部会のスケジュール案について PTA活動について、交流活動について
第3回	令和7年2月27日	来年度のPTA部会について

※開校準備委員会、各専門部会の議事録は、米子市ホームページに掲載しています。



開校目標(令和13年4月)に向けた事業スケジュール

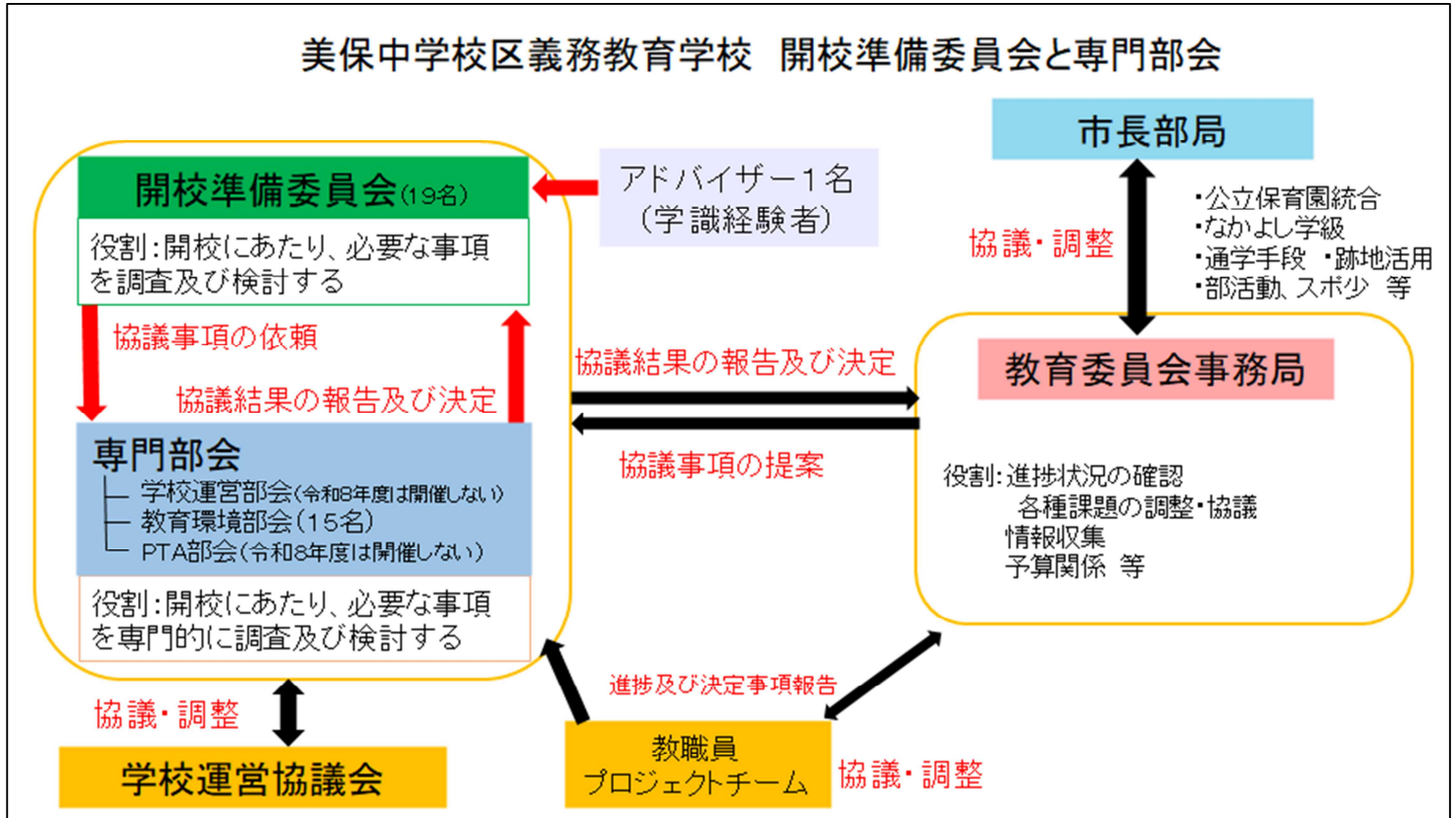
開校目標
(令和13年4月)

項目/年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
①法令許認可	収用途認定		農地転用許可 開発許可						
②用地買収(物件撤去・支払)		契約 ⇒ 支払等							
③造成設計・造成工事	設計		工事						
④建築設計(基本・実施)	基本		実施						
⑤建築工事						負担金申請手続	建築工事		
⑥グラウンド整備			工損調査					設計	工事
⑦作兵衛川改修		設計		改修	改修	改修	改修	改修	
⑧校名選定	選定方針の検討		校名候補選定	校名決定			校名決定		
⑨ブロック制・教育課程				ブロック制・教育課程の検討					
⑩開校事業・開校事業				方向性の検討			事業自身の構築		
⑪制服・体操服等	選定方針の検討					デザイン決定 ⇒ 業者選定 ⇒ 発注			
⑫校歌・校章・校旗						作成方法決定 ⇒ 作成依頼等			
⑬教育環境(施設・設備・通学)	配置計画等の構築					通学路・通学方法・登校班等の検討			
⑭新旧PTA組織運営等	PTAのあり方の構築						組織運営・交流活動等の検討		

※ 各工事等に不測の事態が生じた場合、上記スケジュールは変更になる場合があります。
 ※ ソフト面の各項目については、開校準備委員会及び専門部会において調査・検討を進め、検討状況に応じて、スケジュールを適宜調整します。

開校準備委員会及び専門部会について

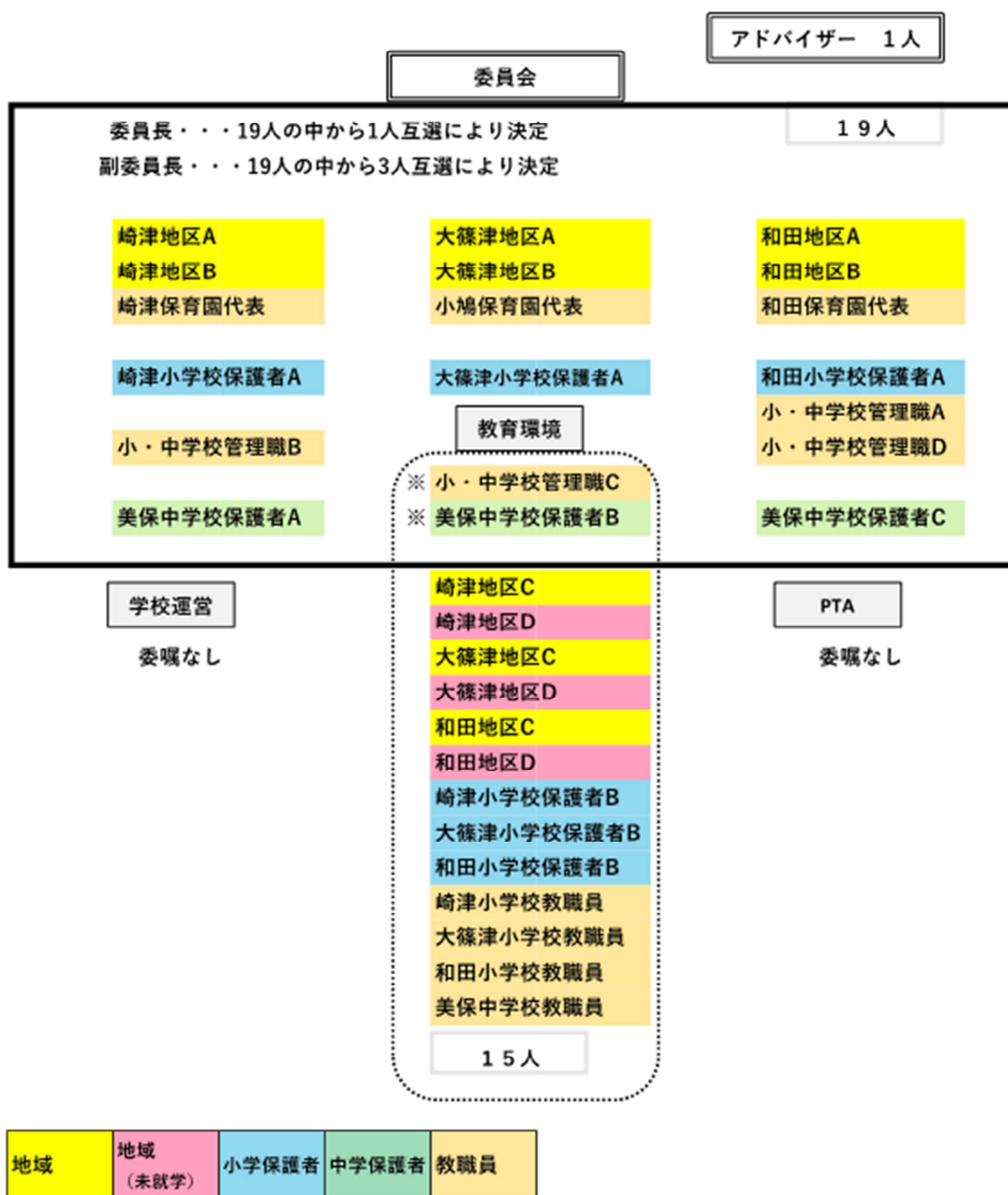
1 開校準備委員会及び専門部会のあり方



- 開校準備委員会は、教育委員会事務局からの依頼を受け、開校にあたり必要な事項を調査及び検討する機関
- 専門部会は、開校準備委員会の依頼を受け、開校にあたり必要な事項を専門的に調査及び検討する機関
- 教育委員会及び教育委員会事務局は、開校準備委員会からの報告を受け、必要な事項を決定
 - ※決定権がどこにあるのかを明確にお示しした上で、調査及び検討に当たっていただきます。
 - (例) 校名…市議会 学校施設…教育委員会事務局
 - PTA 執行部や地域が中心となって決めるもの…開校準備委員会
- 教育課程や学校行事等は、学校関係者等を中心に組織するプロジェクトチームで決定し、開校準備委員会及び教育委員会に報告予定

2 組織図

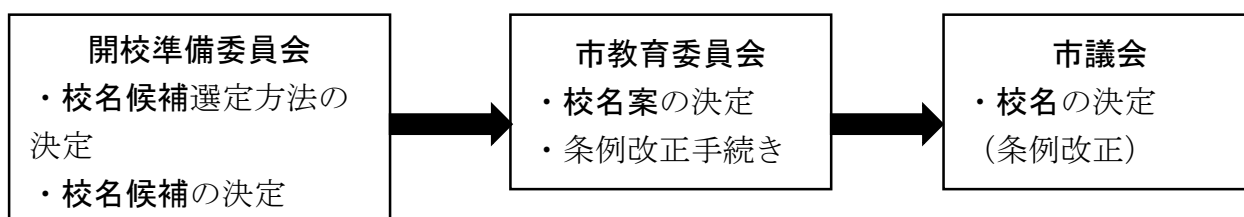
令和8年度開校準備委員会及び専門部会 組織図



【備考】※の2人は、開校準備委員と部会員を兼ねる。

校名選定について

1 義務教育学校の校名決定までの流れ



※校名選定においては、下記のように用語を使用しています。

◇校名候補

開校準備委員会を選定する段階の学校名の候補

◇校名案

教育委員会を選定する学校名の案

◇校名

正式に決定した学校名（市議会での議決による）

2 校名選定に係るこれまでの検討の経緯

開校準備委員会	協議・検討事項
第 7 回（令和 6 年 8 月 5 日）	協議「校名選定方法について」
第 8 回（令和 6 年 1 1 月 6 日）	協議「校名選定方法について」
第 1 0 回（令和 7 年 8 月 2 7 日）	協議「募集要項について」 意見交換「選定要領について」
第 1 1 回（令和 7 年 1 1 月 1 1 日）	協議「募集要項について」 「選定要領について」 「公募及び選定スケジュールについて」
第 1 2 回（令和 8 年 1 月 2 1 日）	協議「募集要項について」 「選定要領について」 「公募及び選定スケジュールについて」

3 校名候補案の選定方法について

- ・第 8 回開校準備委員会において、全会一致で公募を行うことに決定

【理由】

- ・幅広い意見聴取、意見の反映
- ・新しい学校への興味、関心、愛着
- ・選考委員への配慮
- ・透明性

- 4 校名候補案募集要項について（別紙１）
- 5 校名候補選定要領について（別紙２）
- 6 校名候補案公募及び校名候補選定等スケジュール（予定）について

(1) 校名候補案公募スケジュール（予定）

	時期	内容	備考
1	令和８年４月１４日	開校準備委員会開催	・募集要項、選定要領の確認 ・公募スケジュール確認
2	令和８年４月１７日	応募用紙配布 応募箱設置（事務局）	・開校準備委員会終了後配布及び設置
3	令和８年４月２０日から 令和８年６月１０日まで	校名候補案募集	・募集期間は５２日間
4	令和８年６月１１日	応募箱回収（事務局）	・募集期間終了翌日（事務局）
5	令和８年６月１１日から 令和８年６月１７日まで	集計作業（事務局）	・応募された案を一覧表にまとめる ・データ集計（募集資格の区分、年齢層等）

(2) 校名候補選定等スケジュール（案）

	時期	内容	備考
1	令和８年６月２２日頃	第１次選定（事務局）	・応募資格、応募条件による選定
2	令和８年７月から 令和８年１０月	第２次選定～最終選定 （開校準備委員会）	・開校準備委員による選定 ・校名候補決定
3	令和８年１１月	市教育委員会	・校名候補報告（委員長）
4	令和８年１１月から 令和９年２月	校名案選定～最終選定 （市教育委員会）	・教育委員会での協議 ・校名案決定
5	令和９年３月	米子市議会民生教育委員会	・校名案報告

※スケジュール案は、令和８年４月時点のものであり、今後変更になることがあります。

美保中学校区義務教育学校 校名候補案募集要項

- 1 募集目的 新しい学校を開校するに当たり、末永く愛着が持てる校名を制定するため、校名候補案を募集する。
- 2 応募資格
 - (1) 美保中学校区在住の方
 - (2) 美保中学校区出身の方
 - (3) 美保中学校区の保育園や学校に通っている方及びその保護者
 - (4) 美保中学校区の保育園や学校に勤務経験のある方
- 3 募集期間 令和8年4月20日から令和8年6月10日まで
(郵送の場合は当日消印有効)
- 4 募集内容 (1) 新しい学校の名前 (2) 校名に込めた想いや願い
- 5 応募条件
 - (1) 校名は漢字又はひらがな若しくはカタカナで表記できるものであること。
 - (2) 校名は常用漢字を使用し、書きやすく、読みやすいものであること。
 - (3) 現在の小学校名(崎津、大篠津、和田)のいずれかを、新しい学校名の一部として使用しないこと。
(例：崎津学園、大篠津義務教育学校、和田みらい学園等は不可)
 - (4) 一人につき、1点の応募とすること。
- 6 応募方法
 - (1) 電子申請
 - (2) 郵送
 - (3) 応募箱へ投函
設置場所：崎津小学校、大篠津小学校、和田小学校、美保中学校
崎津保育園、小鳩保育園、和田保育園
崎津公民館、大篠津公民館、和田公民館
- 7 記載内容 (1) 氏名 (2) 年齢層 (3) 住所 (4) 区分(応募資格)
(5) 新しい学校の校名 (6) 校名に込めた想いや願い
- 8 選考主体 米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会
- 9 募集周知 以下の方法で周知を図る。
 - ・自治会回覧
 - ・開校準備だより
 - ・広報よなご、米子市ホームページ
 - ・米子市 SNS
 - ・美保中学校区4校ホームページ
 - ・美保中学校区内各小・中学校、保育園での配布
 - ・美保中学校区内各公民館、弓ヶ浜子育て支援センターへの設置

- 10 選考基準 (1) 美保中学校区の学校だとイメージできる校名であること。
(2) 将来にわたって愛着が持てる校名であること。
- 11 その他 (1) 採用された校名候補に関する一切の権利は、米子市に帰属する。
(2) 応募の際に記入いただいた氏名等の個人情報、校名候補を募集する目的のみに利用し、その他の目的には一切使用しない。
(3) 応募者への採否の結果通知は行わない。
(4) 応募用紙の返却は行わない。
(5) 応募に係る経費は応募者の負担とする。
(6) 決定した校名候補は、米子市ホームページ、開校準備だより等で公表する。

美保中学校区義務教育学校 校名候補選定要領

- 1 目的 新しい学校を開校するに当たり、未永く愛着が持てる校名を制定するため、公募で寄せられた校名候補案から校名候補を選定する。
- 2 選定基準 (1) 「美保中学校区義務教育学校 校名候補案 募集要項（以下「募集要項」という。）」に記載された応募資格を満たしていること。
(2) 募集要項に記載された応募条件を満たしていること。
(3) 美保中学校区の学校だとイメージできる校名であること。
(4) 将来にわたって愛着が持てる校名であること。
- 3 選定方法
第1次選定：選定基準(1)及び(2)に基づき選定をする。
第2次選定～最終選定：選定基準(3)及び(4)に基づき選定をする。
- 4 選定に当たっての留意点
この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、開校準備委員会で協議して定めるものとする。

校名候補選定について

1 事務局説明

(1) 応募内容の整理について

ア 重複応募の取扱い

一人1応募のルールに従い、複数回応募した場合は、最初に応募したものを有効とする。

なお応募方法が複数あるため、応募時刻を以下のとおりとし、初回応募を判断する。

応募方法	応募時刻の取扱い
WEB応募フォーム	申請時刻 ○月○日○時○分
応募箱	応募締切日6月10日17時00分とする。 ※応募箱に複数枚あった場合は、開封時に付す管理番号順で判断
郵送	消印押印日○月○日17時00分とする。 ※同じ消印日時に複数枚あった場合は、到着時に付す管理番号順で判断

イ 不適切応募への対応

以下のいずれかに該当するものは審査対象外とする。

(ア) 公序良俗または法令に反するもの

- ・ 犯罪行為や違法行為を助長する表現
- ・ わいせつ・性的・暴力的な表現
- ・ 社会通念上著しく不適切と認められる表現

(イ) 差別的表現、誹謗中傷を含むもの

- ・ 人種、国籍、民族、宗教、性別、障がいなどへの差別的表現
- ・ 個人や団体を誹謗中傷する名称

(ウ) 特定の個人、団体、企業の宣伝となるもの

- ・ 企業名・商品名・特定団体名を含むもの
- ・ 商標やブランド名をそのまま使用するもの（例：○○株式会社学園 など）

(エ) 校名として著しく不適切なもの

- ・ 明らかに学校名として成立しないもの
- ・ 極端に長い名称
- ・ 意味不明・記号のみなど

(オ) その他、開校準備委員会が不適切と判断したもの

(2) 第1次選定について

重複応募、不適切応募の整理を行った後、第1次選定を行う。

【第1次選定の基準】

- (1) 「美保中学校区義務教育学校 校名候補案 募集要項」(以下「募集要項」という。)に記載された応募資格を満たしていること。
- (2) 募集要項に記載された応募条件を満たしていること。

応募資格については、「応募者の確認ができること」「応募資格の確認ができること」を判断基準とし、以下のとおり判断するものとする。

不備内容	判断		理由/備考
	有効	無効	
氏名記入漏れ・記入不備	/	○	・応募者の確認ができない
住所記入漏れ・記入不備		○	
年齢層記入漏れ	○	/	・応募者の確認に影響がない (応募状況の確認に使用)
区分(応募資格)記入漏れ	△		
出身小学校区記入漏れ(出身者)	/	○	・応募資格の確認ができない
園名・学校名記入漏れ (在校生、在園生、その保護者) (勤務経験者)		△	
学年記入漏れ(児童生徒のみ)	○	/	・応募者の確認に影響がない (応募状況の確認に使用)

応募条件については、下表のとおりである。不備があった場合は、「幅広い意見聴取、意見の反映」という公募の目的に従い、以下の基準で判断する。

応募条件	不備内容	判断	
		有効(読み)	有効(表記)
漢字、ひらがな、かたかなで表記できるもの	それ以外のもの【例「MIHO」】	○	×
常用漢字を使用し、書きやすく、読みやすいもの	旧字体、画数が多い、当て字や特別な読みを必要とするもの等	○	×
現在の小学校名(崎津・大篠津・和田)と同一の校名は使用しないこと	同一の校名が使用されている	×	×
その他	誤字	○	△ 判断ができる場合のみ
	漢字表記のみ	×	×
	ひらがな表記のみ (※1)	○	○

※1 小学校低学年以下が応募する場合、漢字表記が難しいことが想定される。ひらがな表記のみの場合は、ひらがな表記の校名として扱う。

(3) 開校準備委員会での選定について

「美保中学校区義務教育学校校名候補選定基準」を基に選定するが、選定手順として以下の流れを想定している。

【選定手順（案）】

① 読みによる選定

読みを基に、校名候補案を選定する。

② 表記による選定

読みによる選定結果を基に、表記による選定を行い、最終的に1案又は複数案を決定する。

なお、第1次選定後、開校準備委員会に報告する資料（案）のサンプルは、別紙3のとおりである。

2 協議

(1) 応募内容の整理について

(2) 第1次選定について

(3) 開校準備委員会での選定について

1 公募の概要

美保中学校区義務教育学校を開校するに当たり、末永く愛着が持てる校名を決定するために、校名候補案の公募を実施しました。

- 【募集期間】 令和8年4月20日～令和8年6月10日
 【応募資格】 美保中学校区在住の方、美保中学校区出身の方
 美保中学校区の保育園や学校に通っている方及びその保護者
 美保中学校区の保育園や学校に勤務経験のある方
 【応募方法】 電子申請、応募箱、郵送
 【募集内容】 校名候補案
 校名候補案に込めた想いや願い

2 応募状況

- 【応募総数】 ○○件
 (内訳) ・電子申請 ○○件
 ・応募箱 ○○件
 ・郵送 ○○件
 【有効応募数】 ○○件
 【無効応募数】 ○件
 ※無効内容 重複応募 ○件、不適切応募○件
 【校名案種類数】
 読み別 ○○案
 表記別 ○○案

3 応募校名候補案一覧（集計）

校名候補案		読み	応募数
よなごきぼう学園	18	よなごきぼうがくえん	35
米子きぼう学園	10		
米子希望学園	7		
よなごきぼう小中学校	13	よなごきぼうしょうちゅうがっこう	20
米子きぼう小中学校	7		
米子きぼう義務教育学校	5	よなごきぼうぎむきょういくがっこう	5

4 応募校名候補案一覧（全応募案）

	校名候補案	読み	想いや願い
1	よなごきぼう学園	よなごきぼうがくえん	親しみやすいから。
2	よなごきぼう学園	よなごきぼうがくえん	米子にある学校だと分かるから。
3	よなごきぼう学園	よなごきぼうがくえん	義務教育学校だと分かるから。
4	よなごきぼう学園	よなごきぼうがくえん	親しみやすい校名だから。ひらがなの方が親しみやすいから。
350	米子学園	よなごがくえん	米子市に初めての義務教育学校だから。

閉校事業・開校事業について

1 閉校事業・開校事業とは

(1) 閉校事業とは

学校の歴史や思い出を振り返り、これまで支えていただいた地域や関係者の方への感謝を共有しながら学校を閉じるとともに、新しい形でのスタートに向けた取組

(2) 開校事業とは

新しい学校づくりの方向性を地域・保護者・児童生徒等が共有し、これからの学校生活への期待を高め、地域とともに新しい学校文化をつくっていくための取組

2 他自治体の事例 (別紙 4)

3 実施主体の想定 (今後の協議の中で決定)

(1) 式典…教育委員会事務局

(2) 閉校事業…各学校又は各地域

(3) 開校事業…開校準備委員会又は義務教育学校※学校運営協議会準備会 (仮称)

4 今後の検討スケジュール (案)

	式典 (閉校式・開校式)	閉校事業	開校事業
令和 8 年度	方向性 (実施主体、テーマ、スケジュール等) の共有		
令和 9 年度		・各学校等での検討 ・実施準備	・開校準備委員会等 での検討 ・実施準備
令和 10 年度	・基本計画検討		
令和 11 年度	・詳細計画検討	・実施準備 閉校事業実施	
令和 12 年度	・実施準備 閉校式実施		
令和 13 年度 (開校目標)	開校式実施		開校事業実施

※学校運営協議会

- ・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効なしくみ
- ・コミュニティスクールとは、この学校運営協議会を導入した学校
- ・現在、市内 34 校すべてに設置

他自治体の事例

1 閉校式の事例

A 市小学校		B 町小学校		C 町小学校	
1	開式の辞	1	開式の辞	1	開式の辞
2	国歌斉唱	2	国歌斉唱	2	国歌斉唱
3	市長あいさつ	3	町長式辞	3	町長式辞
4	学校長あいさつ	4	学校長あいさつ	4	学校長あいさつ
5	来賓あいさつ	5	来賓あいさつ	5	来賓あいさつ
6	来賓紹介	6	児童代表の言葉	6	来賓紹介
7	電報披露	7	校旗返納	7	児童代表の言葉
8	児童代表の言葉	8	校歌斉唱	8	国歌斉唱
9	<u>思い出の映像</u>	9	閉式の辞	9	校旗返納
10	校歌唄納			10	<u>閉校宣言</u>
11	校旗返納			11	閉式の辞
12	閉式の辞				

2 開校式の事例

D 市義務教育学校		E 町義務教育学校		F 市義務教育学校	
1	開式の辞	1	開式の辞	1	開式の辞
2	開校宣言	2	国歌斉唱	2	国歌斉唱
3	市長式辞	3	校旗授与	3	開校宣言
4	来賓祝辞	4	町長式辞	4	市長あいさつ
5	<u>校歌・校章制作者</u> <u>感謝状贈呈</u>	5	学校長あいさつ	5	校旗授与
6	校旗授与	6	来賓あいさつ	6	学校長あいさつ
7	学校長あいさつ	7	児童生徒代表の言葉	7	来賓紹介
8	児童生徒代表の言葉	8	校歌斉唱	8	感謝状贈呈
9	校歌斉唱	9	閉式の辞	9	<u>誓いの言葉</u>
10	閉式の辞			10	校歌斉唱
				11	閉式の辞

3 閉校事業の事例

【学校や地域主体】 学校開放日（卒業生等）等

【児童生徒主体】 学校とのお別れ会、記念制作等

4 開校事業の事例

【学校や地域主体】 地域住民参加の交流イベント等

【児童生徒主体】 対面式、1～9年生の縦割り活動、学校づくり宣言等